

受信料制度の在り方に関する論点(案)

公共放送の在り方に関する検討分科会
事務局

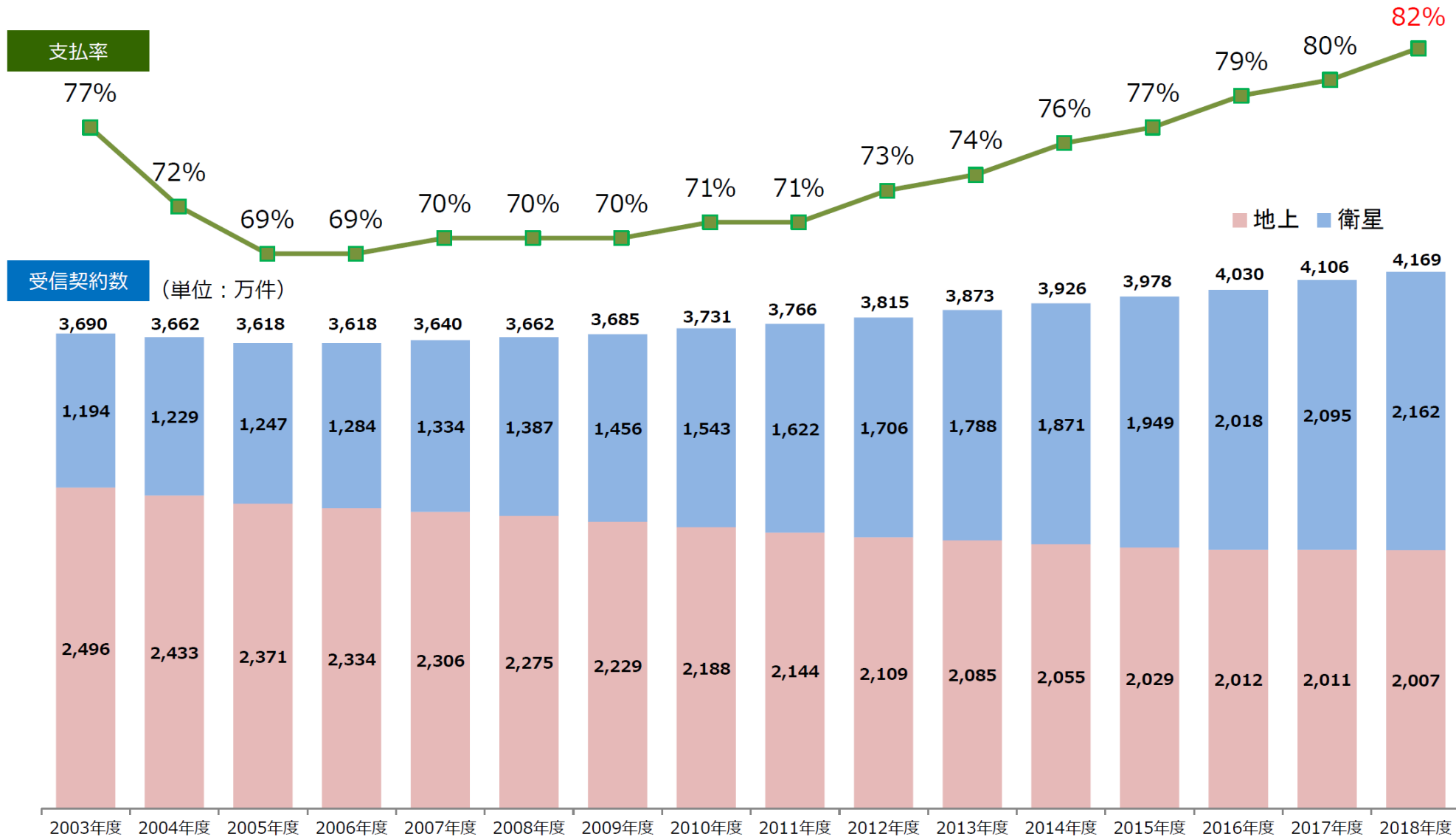
現状

- 受信契約は2018年度には4,169万件（衛星契約2,162万件）に達し、受信料の支払率は2008年度には70%であったところ、近年改善傾向にあり、2018年度には82%となっている。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により訪問活動を停止したことにより新規契約数に影響が出ており、今後の収入にも影響が出るおそれがある。
- 2018年度には、営業経費として773億円を支出しており、うち425億円は未契約者対応等に要している。受信料収入に占める営業経費の割合（営業経費率）は、高止まりしており、2018年度には10.8%となっている。
- 衛星契約数は2008年度には1,387万件であったところ、2018年度には2,162万件と増加している。また、衛星契約の受信料額のうち衛星付加受信料は、1989年度の衛星放送導入時の930円（税込）が、令和2年6月現在で970円（税込）となっている。
- 衛星放送については、衛星放送を受信し得る共有アンテナを備えた集合住宅への入居などの住環境の変化により、受信設備の一部（アンテナ等）の設置に関与していないにも関わらず衛星契約の対象となってしまう問題が指摘されている。（いわゆる「受動受信」）

課題

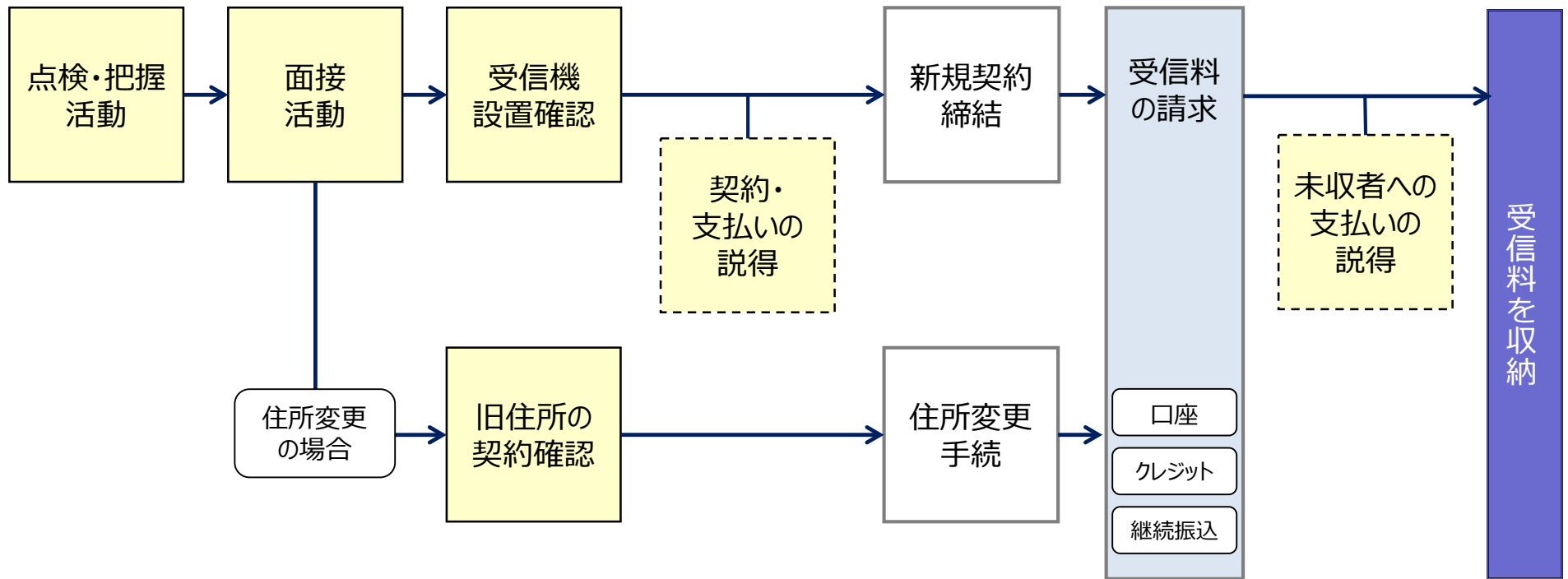
- 受信料支払率は近年改善傾向にあるものの、現状では80%強にとどまっている上、現在、新型コロナウイルス対応のための訪問営業抑制により新規契約数への影響が見込まれるなど、当面、未払者の大幅な減少は想定しにくい状況であり、現に受信料を支払っている者にとっては不公平となっているのではないかと。
- 現行の受信料制度の下、訪問等により転居の有無や受信設備の設置等を確認し受信契約を締結する必要があることが、営業経費の高止まりにつながっているのではないかと。
- 衛星契約数が増加しつつある一方で、衛星付加受信料の額は950円程度（税込）のみであり、割高感につながっているのではないかと。

(参考) 受信料の支払率と受信契約数の推移



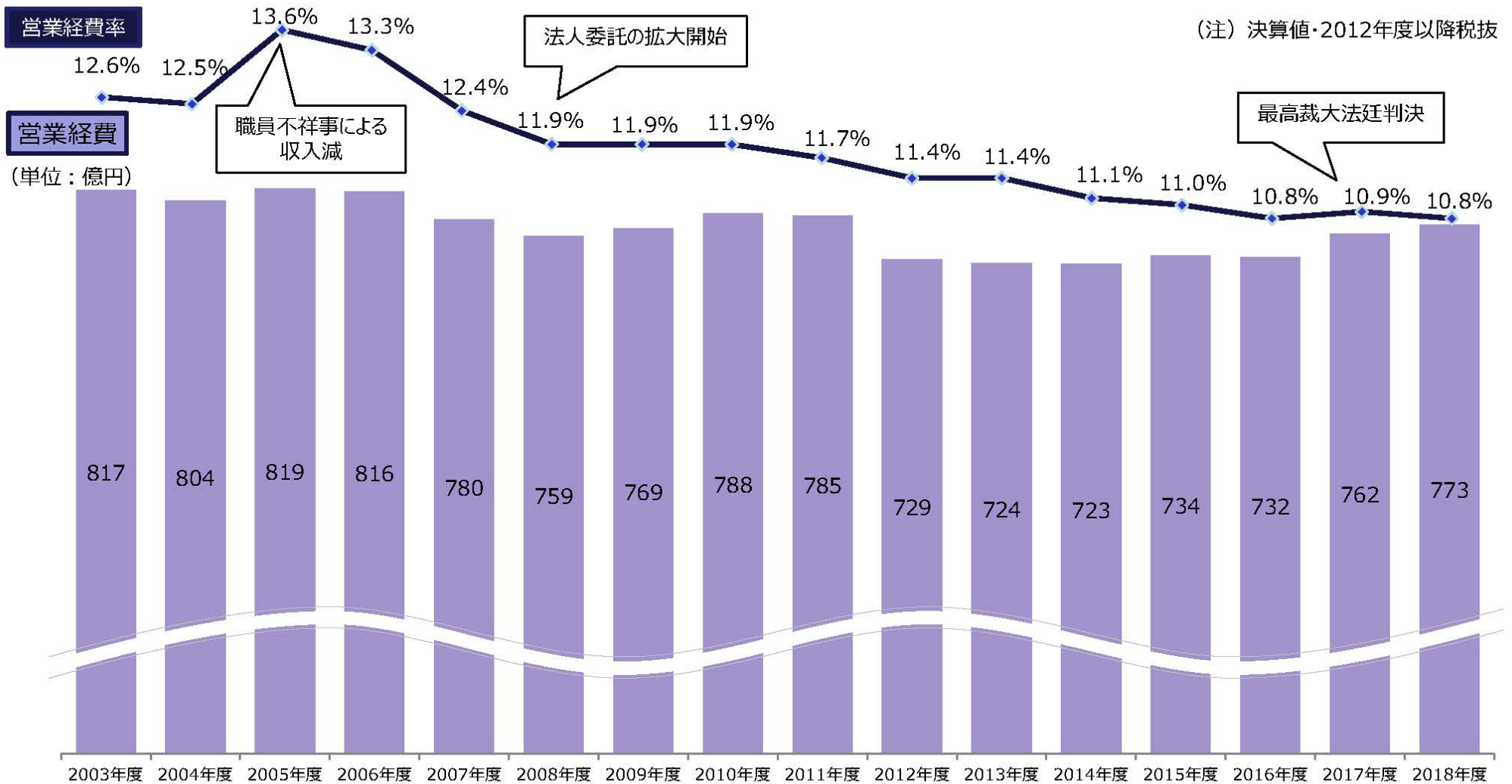
(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料より作成)

契約・収納活動の流れ



	点検・把握活動	面接活動 (コンタクト)	受信機設置確認	契約・支払いの説得
困難性	把握の困難性	面接の困難性	確認の困難性	説得の困難性
	1軒1軒訪問して転居の有無等について確認すること <u>(訪問巡回)が必要</u>	在宅率の低下、オートロック式共同住宅の増加等を背景に、契約勧奨のために <u>訪問しても、面接することが困難</u>	視聴者の申告に基づくテレビ設置（衛星受信機を含む）確認となり、 <u>確実な設置把握が困難</u>	説明を尽くしても、未視聴等を理由に <u>受信契約締結に応諾いただけない場合がある</u>
主な制度的背景	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない（住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能）	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない（住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能）	NHKでは受信機設置の有無を知りえない（CASメッセージによる自主的な設置申出は限定的）	NHKでは、強制的な契約・支払いは求められない
	年間訪問件数 1.4億回	面接率 (面接数/訪問数) 16%		契約率 (取次数*/訪問数) 2%
2018年度実績値				

*新規契約、住所変更、衛星契約への変更、支払再開の合計数



※2018年度決算

固定的費用

請求・収納、管理に係る費用

348億円 (45%)

変動的費用

未契約者・未収者対応等に係る費用

425億円 (55%)

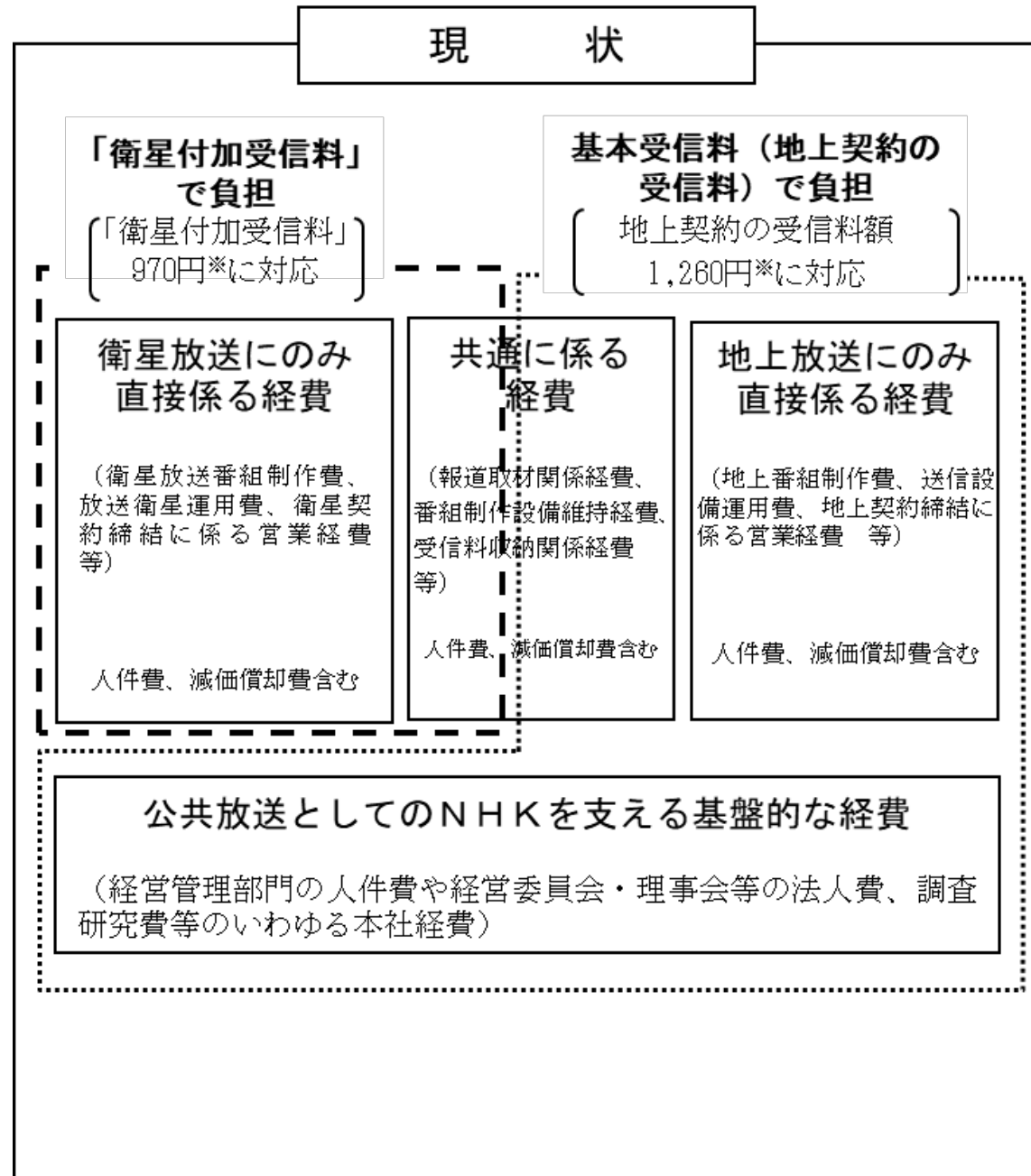
通常の請求・収納や事務情報処理、システム運用等に係る受信契約の管理のために必要な経費
(受信契約数の増加による変動あり)

未契約・未収者対応や契約者の異動把握等に係る公平負担の徹底、制度維持のために必要な経費
(契約・収納活動に連動)

地域スタッフや法人委託など 訪問要員への手数料	344億円
----------------------------	-------

文書・電話等による契約勧奨 等に係る経費	81億円
-------------------------	------

**公平負担の徹底を図りつつ、
この費用をいかに圧縮できるかが課題**



(億円)

	平成20年度	平成30年度	令和2年度
衛星付加受信料収入	1308.7	1931.9	1954.0
衛星放送の実施に要する経費	1273.2	1894.5	2077.2
国内放送費	851.7	1231.4	1333.3
国内放送番組等配信費	—	—	0.7
契約収納費	148.0	222.7	233.7
受信対策費	2.6	1.7	1.7
広報費	2.3	1.2	1.5
調査研究費	—	0.8	0.7
給与	94.1	200.6	222.9
退職手当・厚生費	37.1	85.7	99.7
共通管理費	0.5	4.5	6.5
減価償却費	116.8	145.9	176.6
収支差額	35.5	3.7	△123.2

(NHK「収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料」より作成)

(参考)衛星放送に係る経費の費用配賦基準

(単位 億円)

区 分	2年度予算	衛星放送に係る経費	配賦基準	
事業支出	7,354.1	2,077.2		
事業運営費	6,446.1	1,900.6		
国内放送費	3,437.3	1,333.3	衛星放送番組制作費	直課 配賦 ・五輪とW杯権料は受信契約件数比率 ・「大河ドラマ」「連続テレビ小説」の制作費は受信契約件数比率
			報道取材関係経費等	配賦 直課 配賦 ニュース放送時間比率 衛星放送関連資材費 共通経費は番組制作費比率等
			番組資材費等	
			衛星放送施設運用費	直課
			放送会館等施設運用費等	配賦 番組制作費比率等
国内放送番組等配信費	105.9	0.6		直課 衛星放送関連
契約収納費	641.9	233.7	衛星契約取次手数料、衛星対策促進費	直課
			契約収納業務運営費等	配賦 口座振替等請求収納費、システム情報処理費は受信契約件数比率等
受信対策費	9.8	1.7		直課 配賦 衛星放送関連 受信相談業務費は受信相談処理件数比率
広報費	66.8	1.4		直課 配賦 衛星放送関連 公共放送広報費は受信契約件数比率
調査研究費	89.3	0.6		直課 衛星放送関連
共通管理費	174.8	6.5		配賦 ・固定資産税の配賦は減価償却費に準ずる ・納付消費税は受信料収入に占める衛星付加受信料相当分の比率
人件費	1,661.7	322.5		配賦 ・番組制作要員は業務実態を踏まえて配賦 ・その他の要員は番組直接費比率等
その他の経費	258.3	-		
減価償却費等	908.0	176.5		
減価償却費	868.0	176.5		直課 配賦 衛星放送専用設備 地上を含めた共通の番組制作・運行設備は番組制作費比率、波数比率等
その他の経費(財務費等)	40.0	-		

現状

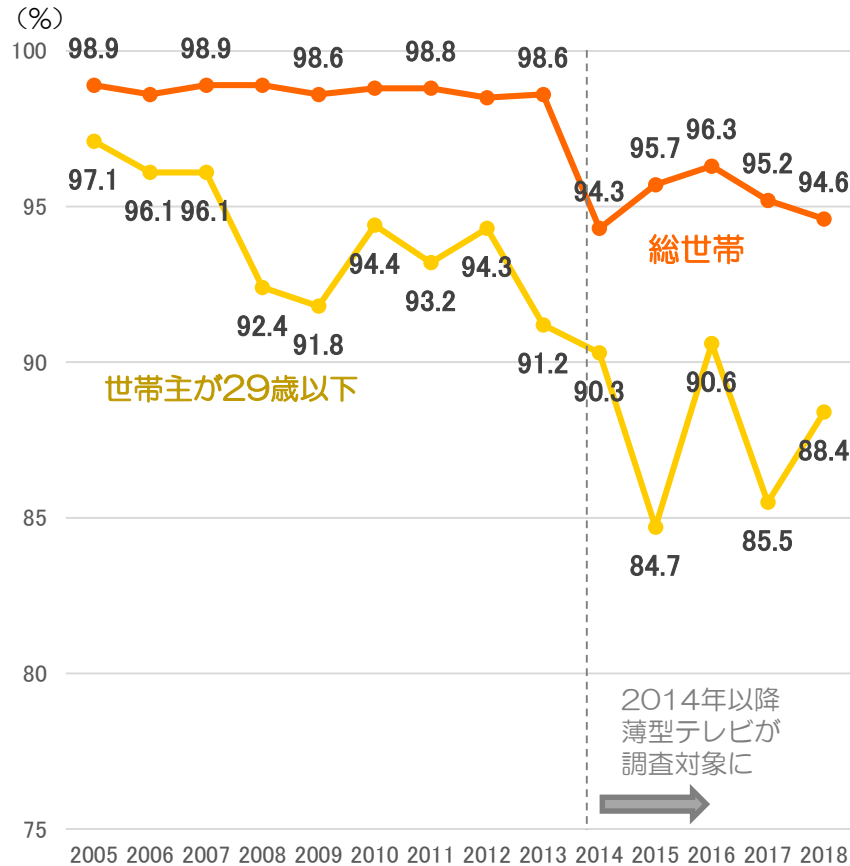
- テレビ世帯保有率は、2008年から2018年の10年間で98.9%から95.1%へ減少。また、各メディアの平均利用時間調査において、10代・20代では、3割超がテレビをリアルタイムで視聴しておらず、平日のインターネット利用時間がテレビ視聴時間を上回っている。
- インターネット活用業務の提供にあたっては、放送法第20条第10項第3号において、提供条件が、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないことを求めている。
- NHKは、総合テレビ及びEテレの放送番組の同時配信及び見逃し番組をスマートフォン、タブレットやパソコンなどの端末を通じて提供する「NHKプラス」の提供を開始しているが、同サービスは受信契約を締結している契約者（事業所を除く）しか登録できず、受信設備を設置していない者については、同時配信では画面上に受信契約を確認するためのメッセージが表示され見逃し番組配信は利用できないこととなっている。
- また、NHKは、有料のインターネット配信業務（NHKオンデマンド）も実施している。

課題

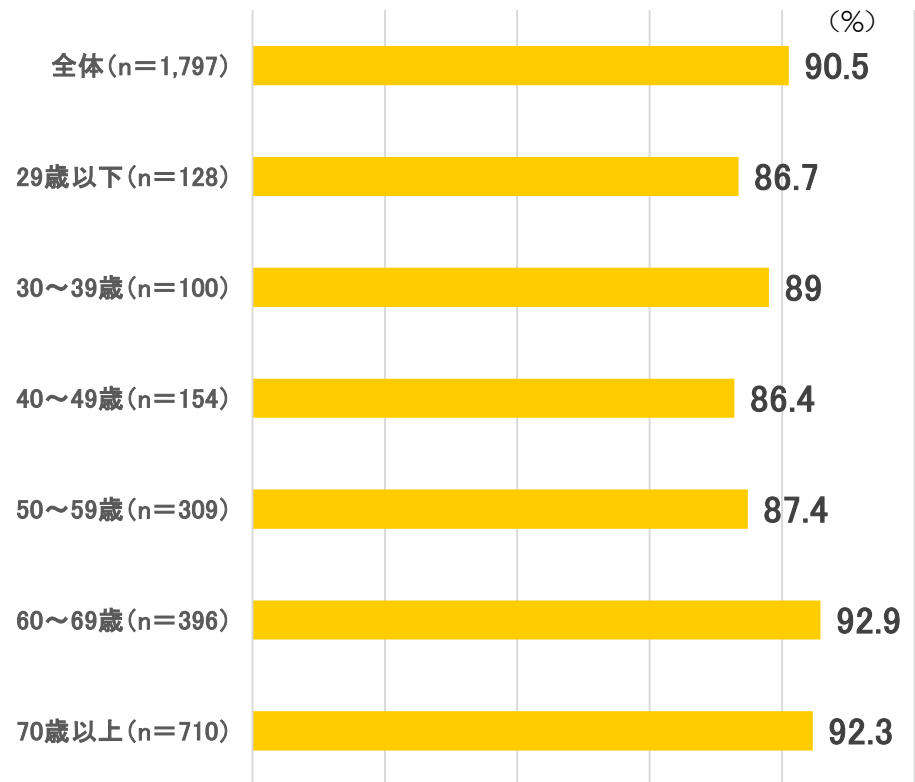
- テレビ保有世帯は減少傾向にあり、特に若年層においてテレビへの接触率が低下しているなど、いわゆる「テレビ離れ」が今後更に進むことが予想される中、現在の同時配信等サービスは、受信設備を設置した者しか登録できないため、「テレビ離れ」に対する対応としては限界があることから、受信設備を設置していない者も利用可能とすることも含めて検討することが必要ではないか。その場合には、受信料制度との関係についても整理が必要ではないか。
- また、視聴形態が多様化し、スマートフォンやタブレット、パソコンを通じた視聴等、パーソナライズされた視聴が増加することが見込まれる中、受信料の徴収について「世帯」を単位としていることについても検討が必要ではないか。

- 若年層を中心に、テレビ保有率は低下傾向。世帯主が29歳以下の場合には88.4%である
- 単身世帯については、59歳以下の保有率が9割を切っている

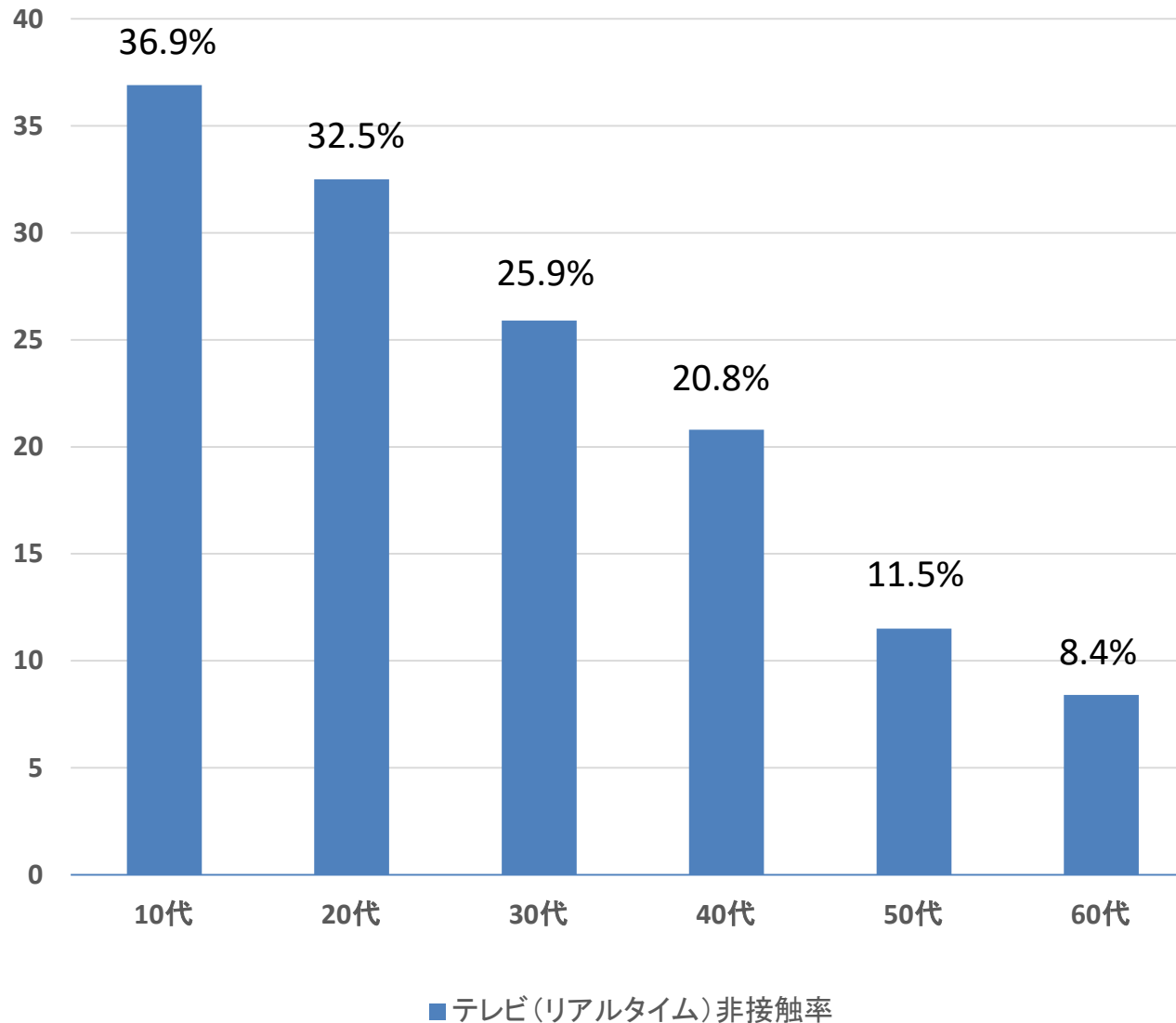
カラーテレビの保有率の推移



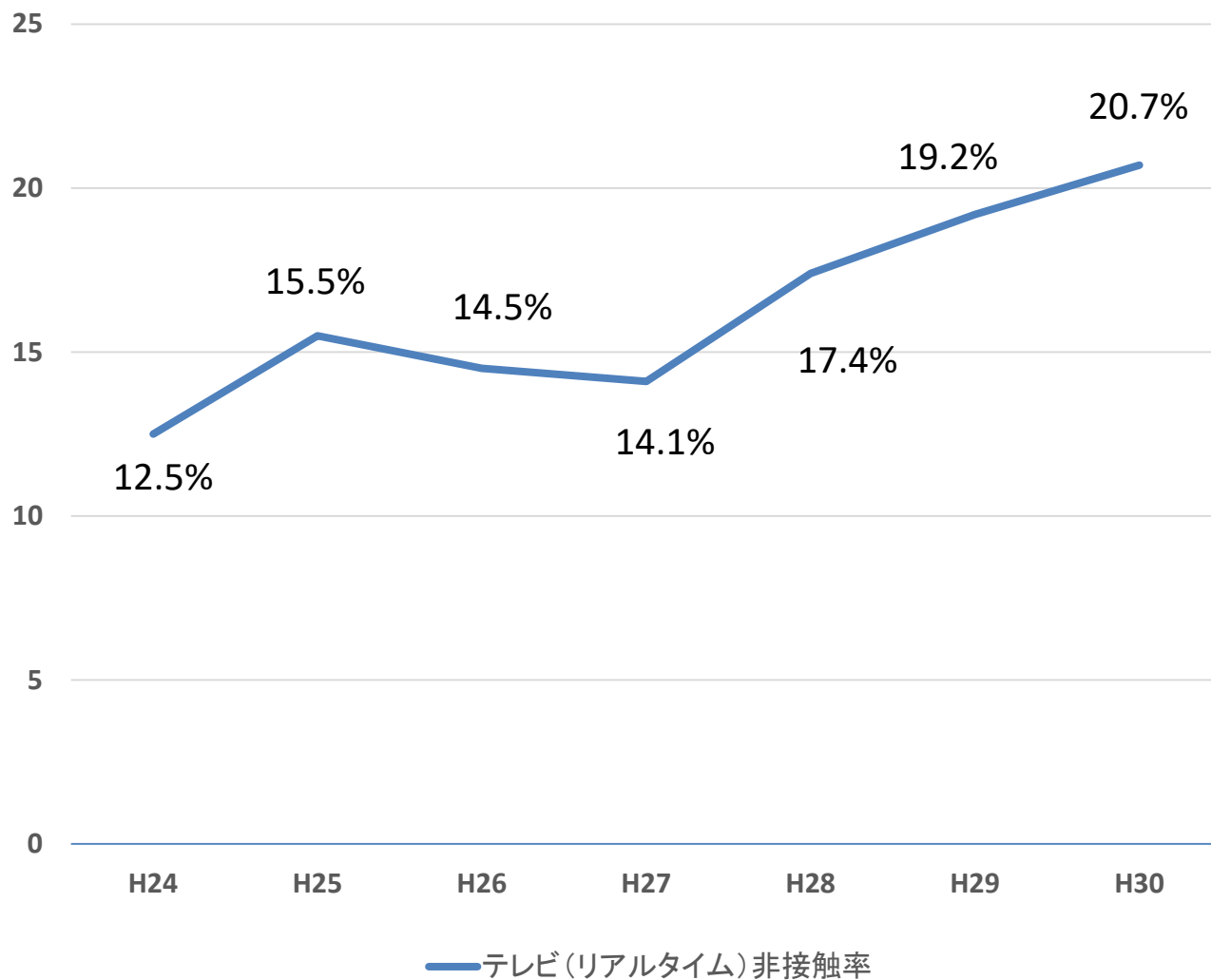
年代別 単身世帯の保有率(2018年3月)



出所：内閣府「消費動向踏査」



※非接触率とは、調査日において、テレビのリアルタイム視聴を行っていない人の割合(録画視聴は除く)。
※2018年の世代別内訳のデータを基に作成。



※非接触率とは、調査日において、テレビのリアルタイム視聴を行っていない人の割合(録画視聴は除く)。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第二十条

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。